

「境目」の領主・再論

久保 健一郎

はじめに

戦国時代の戦争についての研究は、中世史における戦争論の盛行とともに深められつつある。それはマクロの視点・ミクロの視点双方相俟ってのことであり、取り上げられる具体的な素材もきわめて多岐にわたる。⁽¹⁾

戦争そのものの特質に関して重視されているキーワードの一つとして、戦争論の盛行に先立って藤木久志氏が注目した「国郡境目相論」がある。これは、戦国大名間の紛争を領国境界における郡規模の広がりをもつ領土紛争とし、その解決に「平和」の現出を「国分」として、豊臣の「惣無事」までを見通してなされた。⁽²⁾以降、戦争論展開のなか

で、山本浩樹、黒田基樹、則竹雄一、稲葉継陽氏らによって紛争の具体的あり方が追究されてきている。⁽³⁾

また、「境目」における民衆の動向との関連では、「半納」「半手」が注目され、成果が積み重ねられてきている。これは敵対する両勢力の軍事的境界領域である「境目」において、村落がそれぞれの勢力に年貢を半分ずつ納めるといふ、両属もしくは中立のあり方であるが、やはり戦争論の盛行に先立って、まず秋山伸隆氏が注目し、以降、戦争論の展開のなかで、藤木久志、峰岸純夫、則竹雄一、稲葉継陽氏らが議論を深めてきている。⁽⁴⁾

「境目」に関わる議論は、先駆的業績が戦争論盛行の前提として存在し、戦争論盛行・展開とともに、ますますその重要性が注目されてきているといえよう。それは「境目」

における諸階層のせめぎ合いが、戦国時代の戦争、ひいては戦国時代そのものの特質を規定する要因を先鋭的にあらわすと考えられているからであろう。

かつて筆者も戦国時代の公儀を考えるなかで、「境目」における大名権力形成の問題を、中国地方の宇喜多氏権力を素材として追究したが、⁽⁵⁾他地域権力との比較など、多くの課題を残した。いま、「境目」研究の進展のなかで、あらためて考えてみると、上からはみずからと比して強力な勢力に、下からは「半納」「半手」を現出するような民衆の動向に規定される「境目」の領主のあり方を、より具体的に明らかにすることが必要と思われる。⁽⁶⁾また、「境目」の領主といっても、宇喜多氏の場合は数か国を領する大名権力であり、規模の異なる領主を比較しながら共通する点・相違する点を見きわめていかなければならないであろう。

以上のような問題関心から、本稿では、十六世紀後半に常陸南部で地域権力として活動した岡見氏を取り上げ、いくつかの事柄について検討したい。詳しくは後述するが、岡見氏は、北からは多賀谷・佐竹氏、南からは北条氏の勢力に挟まれるまさに「境目」の領主であり、それゆえに起こった問題に関する史料も少なからず残しており、宇喜多氏などから見れば問題にならないほど弱小の権力であるが、それだけに「境目」の領主としての比較をするにも好適な

素材と考えるからである。⁽⁷⁾

一 「境目」の人質

岡見氏は、常陸国河内郡岡見郷（茨城県牛久市）より興ったと考えられ、おそらくは同国南部に古くから勢力を築いていた小田氏の分流で、その旗下にあったが、十六世紀に至って、小田氏が没落するとともに、牛久城（茨城県牛久市）を本拠とする自立した地域権力として活動するようになった。しかし、この時期には北方から多賀谷・佐竹氏の圧力が強まり、近隣の土岐（土岐原）・菅合氏らとともに、南方の大勢力である北条氏の傘下に入ることになる。⁽⁸⁾

岡見氏の支配領域が、まさに「境目」であったことは、天正十三年（一五八五）から十八年頃の状況を示している⁽⁹⁾と推定される岡見氏本知行等覚書写という史料に示されている。⁽¹⁰⁾すなわち、この史料には岡見氏が自らの支配領域を列挙しているのだが、そのなかには多賀谷氏との抗争のなか、すでに失っていたと考えられる地もあり、また特に注目されることには、「多賀谷と半手之知行分也」と明記している地が八か所見られるのである。⁽¹¹⁾「半手」は、「はじめに」でも見たように、「境目」特有の現象であるが、北条氏傘下に入った後も岡見氏自身が「半手」と認めざるを得

ない知行が存在しているわけである。してみれば、実際の「境目」としての軍事的緊張・臨戦態勢は、さらに岡見氏の支配領域の奥深くまで食い込んでいたと考えられ、岡見氏（したがって土岐・菅谷氏等も同様と考えられる）の置かれてある「境目」の容易ならぬ状況がうかがわれるのである。

天正十四年、北条氏は、従属する領主たち⁽¹²⁾地域権力から「証人」⁽¹²⁾人質を広く徴集した。これは、中央で秀吉の勢力が拡大してその脅威が迫るなか（いわゆる惣無事令も出されることになる）、防衛体制整備の必要性から行われたと考えられる。彼ら領主たち⁽¹³⁾地域権力は、研究史上、国衆・国人等ともいわれ、北条氏との関わりでは黒田基樹氏が数多くの成果を発表しているが、氏によれば、人質の提出は北条氏と他国衆との統制・従属関係を明示する政治的行為の一つ⁽¹⁴⁾という。

この場合も、北条氏は領国の危機に当たって、明確な主従関係を結んでいない国衆・国人等から、あらためてたしかかな従属のあかしを得ようとしたのだといえる。強大な中央政権との一大決戦を視野に入れ、それはきわめて重要な措置であったに違いない。

ところが、岡見氏がこれを「難渋」するという事態が生じた。もちろん、人質の提出を喜んで行う者はいないであ

ろうが、ここにはどのような問題が見え隠れするのか。まず、関連史料を掲げよう。⁽¹⁵⁾

【史料1】

（懸紙上書） 岡見中務大輔殿 奥州（北条氏照）（墨引）

其以後者無珍儀候間、遙々絶音問背本意候、然者此度治部大輔為代官五郎兵衛参府、治部大輔被申上筋目、何も御同意ニ候、被聞届可為満足候、就中当秋一兩月之間肝要之刻ニ候条、治部大輔方証人并其方証人、境目之地在城候間、御所望ニ候、委細御内儀之旨、五郎兵衛口上ニ申届候間、有支度、重而従小田原御一左右次第御進上肝要候、為其申届候、恐々謹言、

（天正十四年カ）
八月十四日 氏照（花押）

岡見中務大輔殿⁽¹⁶⁾

【史料2】

（懸紙上書） 岡見中務小輔殿 奥州（墨引）

急度申届候、然而従小田原御分国諸侍証人御所望ニ候、依之其方証人御所望之処、難渋之内存之由、一段不可然候、年来境目之地ニ在城、抽而之忠信不浅候、此節被任御内儀、一月二月之間之義候条、証人有進上而、治部太輔方自訴をも無相違被達様ニ肝要候、必有支度、

重而御一左右次第御進上尤候、為其申届候、恐々謹言、

(天正十四年カ)
八月十九日 氏照 (花押)

岡見中務小輔殿⁽¹⁷⁾
参

【史料3】

内々自是以使可申届候由覚悟候処、態以飛脚初鮭到来、先日者初菱食、当秋者両様共ニ從其地始而到来候、一入珍重候、一、西口一段無事候、此節御加勢之儀、如何様ニも可申上候条、先日之御面約之筋目、三人之証人衆如此御内儀御進上尤候、迎者可進置候、早々可有支度候、貴辺五郎右衛門尉事者相濟候、(岡見宗治)中務手前一段笑止候、御疑心ハ雖無之候、仰出難渋者、外聞不可然候、五日十日之間成共、先進上被申様、達而助言尤候、然而為迎明日使可進候間、早々支度尤候、我々も三日之内参府申、猶可申調候、委曲明以使者可申候、恐々謹言、

(天正十四年カ)
八月廿六日 氏照判

(治広)
岡見治部大輔殿⁽¹⁸⁾

【史料4】

(懸紙上書)
「(墨引) 岡見中務太輔殿 (宗治) 奥州 (北条氏照) (墨引)」

急度以使申届候、先日者自小田原之仰出、其方証人之

儀申届処、迷惑之段承候、於子細者尤無余儀候、雖然(岡見治広)治部太輔方自訴此度ニ相極処、其方以存分横合ニ成候へ者、何も不入候、年来抽而之戦功も無其曲候、既治部太輔方実子進上之上、為如何存分達承候、十日・十五日之逗留何之可有苦勞候、愚意能々有得心、治部太輔同前ニ小田原被庇 御下知、此度可有進上事忠信之上之可為忠信候、為其態以使申候、恐々謹言、

(天正十四年カ)
八月廿七日 氏照 (花押)
岡見中務太輔殿⁽¹⁹⁾

【史料1〜4】はすべて北条氏照の書状もしくはその写

しである。氏照は北条氏四代当主氏政の弟であり、北条氏の一族、いわゆる「御一家衆」のなかでも特に強力な勢威を誇っていた。彼の本拠は、この頃武蔵八王子城(東京都八王子市)であり、武蔵国多摩郡西部を中心に広く支城領を形成していたが、下総栗橋城(茨城県五霞町)・下野小山城(栃木県小山市)の城主も兼ね、北関東の戦線で重要な役割を果たしていた。この、北関東の戦線での役割と関連していることと考えられるが、氏照は岡見氏と北条氏当主との「取次」を行っていた⁽²⁰⁾。それゆえ、岡見氏との問題に関して表にたって折衝しているわけである。また、岡見治部大輔は岡見氏嫡流で牛久城主の治広、同中務大輔は庶

流で足高城（茨城県つくばみらい市）主の宗治である。⁽²¹⁾

発端は【史料1】である。すなわち、岡見治広の代官五郎兵衛が小田原に「参府」し、何らかの「筋目」を北条氏当主に申し上げた。これについてはいずれも「御同意」に至り、岡見側にとっては「満足」なこととなった。【史料1】の段階ではこの内容は不明だが、宗治にも報じているところから、牛久岡見氏のみならず両岡見氏に関わる問題であったことは予測がつく。これで済めばまさに両岡見氏にとって「満足」で終わったわけであるが、覆いかぶせるように要求がなされた。この秋一、二か月が重要なときであるから、治広と宗治からの「証人」＝人質を、「境目之地」に在城しているので「所望」する、と。

両岡見氏の「境目之地」在城が人質要求の理由として、実に直接的に示されている。前述のように、岡見氏の支配（する権限があると認識している）領域には、「多賀谷と半手之知行分」があったわけで、そこから実際の「境目」が岡見氏支配領域へ食い込んでいることも想定したのだが、北条氏から見れば岡見氏の支配領域全体が、多賀谷・佐竹勢力との「境目」であった。⁽²²⁾「境目」は戦争状況の拡大・進展とともに、重層的になるものといえよう。この時期の北条氏の人質徴集は、防衛体制整備の必要性からいって「境目」の領主を特に重視して行われたと考えられる。で

あるからこそ、直接的に「境目之地」在城を理由とした人質要求であったのであろう。

この問題の紛糾が【史料2】に示される。すなわち、北条氏当主の「証人御所望」に対して、宗治が「難渋之内存」だというのである。当然、北条側の「取次」である氏照としては、「一段しかるべからず」と厳しい物言いをする。これに続けての説得は、（あなたたちは）年来「境目之地」に在城され、北条氏に対する特別の忠信は浅からぬものがある。このたびは（北条氏当主の）お考えに従って、一、二か月のことなだから、「証人」を進上して「治部太輔方自訴」も間違いなく達せられるようにするのがよろしかろう、というものであった。

ここでも「境目之地」在城が鍵となっている。「治部太輔方自訴」とあるのは、【史料1】で治広代官五郎兵衛が申し上げた「筋目」と同じであろう。前半で「境目之地」在城の「忠信」を取り立てて述べているのは、「治部太輔方自訴」実現の前提としてであろう。すなわち、「境目之地」在城で特別の「忠信」があるのだから、人質さえ提出すれば、「治部太輔方自訴」は間違いなく実現する、という理屈である。しかし、この傍点の部分こそが問題である。【史料1】では「筋目」への「御同意」に続き、いわばついでのように持ち出された人質要求であるが、ここでは人

質提出が「自訴」実現の条件とされているのである。もちろん、【史料1】でも偶然に二つの事柄が並べられているわけではなく、抱き合わせの提示であるに違いないが、足高岡見氏の「難渋」という事態に直面し、北条氏は露骨に「自訴」実現の条件であることを示したのである。⁽²³⁾

岡岡見氏に関わる「治部太輔方自訴」とは何であったのか。【史料3】にその手がかりが示されている。これは、氏照が牛久岡見氏の治広に人質進上について申し送ったものである。このなかで氏照は、「西口」すなわち北条領国の西の「境目」は平穩であるから、このたびの「御加勢之儀」はどのようにも北条氏当主に進言するので、と述べたうえで、「三人之証人衆」進上について、「貴辺五郎右衛門尉」のことは滞りなく進んだが、「中務手前一段笑止候」すなわち宗治はまったくけしからぬとして、五、十日の間に進上するように助言するのがよろしかろう、と治広から宗治への説得を促している。また、氏照自身三日以内に「参府」すなわち小田原へ赴いて、事情説明をするとも述べている。ここで、まず注目されるのは、「御加勢之儀」である。第一にこれが示され、明らかにその実現の条件として「三人之証人衆」進上のこと、特に難渋している宗治問題の解決が促されている。してみれば、【史料1】の「筋目」、【史料2】の「自訴」とは、この「御加勢之儀」

にはかならないと考えられよう。⁽²⁴⁾ 治広、さらには岡岡見氏が北条氏の加勢を望むような事態とは、多賀谷氏による攻撃の激化であろう。これが人質進上との取引材料とされているわけであり、岡見氏が北条氏に依存する契機となった多賀谷氏らの南下は、北条氏への従属をいよいよ深めていく要因となっているといえるのである。

【史料4】は、再び宗治への説得である。「治部太輔方自訴」がこのたび実現するところなのに、あなたの都合で横やりが入っては台無しになってしまう、と述べているところにまず注目される。やはり、治広の「自訴」、先に推定したところによれば「御加勢之儀」要求が、いわば殺し文句となっているのである。そして、治広がすでに実子を進上したことに触れたうえで、治広同様に小田原からの御下知に応じて人質を進上されることが忠信の上の忠信だ、と言い切っている。北条氏にとって、「境目之地」在城の忠信は、人質進上の忠信によって保証されるものであった。「境目之地」と、「境目」の領主とは、そこが「境目」であるかぎり、いったん包摂したかに見える権力にとって、きわめて重要なものであり、また危険なものでもあったのである。

なお、この人質問題の決着を示す史料は現在知られていない。ただ、宗治があくまで人質進上を拒絶した場合、北

条氏との関係は破綻に至る。次章でも見るように、この後
そうした形跡はないので、結局は人質を進上したと思われ
る。⁽²⁵⁾

二 「境目」の加勢

天正十五年に入ると、多賀谷氏の南下、攻撃はいよいよ
激しさを増してきた。このことを物語るのは次の史料であ
る。

【史料5】

如蒙仰、当春者始而申承候、治部(岡見治広)太輔殿御指引承届候、
御手前之義共察入、無御余義候、然而多賀(重経)谷取出之義、
以絵図承候、分別申候、弥御手詰推察申、痛間敷次第
候、当春者御世上豊饒、御手透候とて相府大普請、依
之奥州御在府之事候に、得御脚力小田原へ相通申候、
幸刑部太輔所へも御副状参候間、定而可及御取合候、
御返事之様、拙者ハ八王子ニ令留守居候間、委細者自
奥州可被仰宣候、事々令期重説候、恐々謹言、
(符野)一庵

(天正十五年カ)
三月十三日

宗円(花押)

(岡見宗治)
岡中

参 御報⁽²⁶⁾

「境目」の領主・再論

【史料6】

去九日之注進状、今月十四日於小田原披見、仍向其地
号八崎地多賀谷取立候哉、從牛久之注進同前ニ候、其
地程近敵之寄居、誠苦勞無是非候、雖然以御大途可被
押払事輒候条、弥手前堅固之防戦肝要候、猶自是可申
候、恐々謹言、

(天正十五年カ)
三月十四日

氏照(花押)

岡見中務太輔殿⁽²⁷⁾

参

【史料5】は北条氏照の重臣狩野宗円の書状、【史料
6】は氏照の書状である。これらによれば、多賀谷勢が足
高城にほど近い八崎（茨城県つくば市）に城郭を築き、い
よいよ攻勢を強めてきた。危機を感じた岡見宗治から取次
である氏照に急が知らされ、牛久の岡見治広からも注進が
された。具体的には、加勢の要請であることは間違いない
であろう。

しかし、この時期北条氏の直面する政治情勢も容易なも
のではなかった。惣無事令の脅威は前章でも述べたが、前
年の十月北条氏の最大の同盟者である徳川家康が秀吉に屈
服し、北条領国の西側は直接秀吉の勢力と接することとなっ
た。さらに秀吉は、惣無事令に応じない島津氏に対する攻
撃命令を十二月に発した。同様に惣無事令に依じていない

北条氏が攻撃されるのも時間の問題と受け止められたであろう。これにより、北条氏は防衛体制整備に拍車をかける。⁽²⁸⁾ その一環として小田原城でも大がかりな普請が行われ、御一家衆のなかで重きをなす氏照も小田原へ赴いた。【史料5】で「相府大普請」により「奥州御在府」とあるところがそれである。しかし、八王子城で留守居をしていた重臣の宗円が語った理由は「当春者御世上豊饒、御手透候とて」、すなわち、この春は世の中も豊作だったので余裕があるから、ということであった。岡見氏に対して実情を隠蔽したわけである。

宗円からは急ぎ小田原滞在中の氏照に情報もたらされ、氏照はおそらく当主と相談の上、ただちに宗治に【史料6】を送った。同様の返書は治広にも送られたことである。そこでは、多賀谷氏の攻勢に対する苦労を氣遣った上で、「御大途」すなわち北条氏当主をもって撃退するのはたやすいことなので、いよいよそちらで堅固に防戦しているのが重要である、と加勢約束と激励をしている。⁽²⁹⁾ この加勢はただちに実現する。

【史料7】

「懸紙上書」

(墨引)

岡見中務少輔殿

(宗治)

奥州

(北条氏照)

(墨引)

「

此度向其地多賀谷打出、地利を取立之由、手前之備一

段無御心元候、然者為御加勢高城衆・豊島衆払而被指越候、此節ニ候条、手前弥堅固之防戦肝要至極ニ候、為其牛久へ竹内被指越候条、其口之様子委細可有注進候、為其申届候、恐々謹言、
(天正十五年カ)
 三月十八日 氏照 (花押)

岡見中務少輔殿⁽³⁰⁾

【史料8】

「懸紙上書」

(墨引)

岡見中務大輔殿

(宗治)

奥州

(北条氏照)

(墨引)

「

態脚力到来、祝着候、抑去時分者多賀谷其地へ以多勢及行之处、堅固之防戦故敵敗北、数百人被討捕候事無其隠候、大慶此事候、境目之事昼夜之苦勞難申宣候、本意不可有程候条、弥堅固之備肝要候、其表為備高城人衆被指越候間、猶替儀候者可預注進候、恐々謹言、
(天正十五年カ)
 卯月二日 氏照 (花押)

岡見中務大輔殿⁽³¹⁾

【史料9】

一輪令披見候、仍其表敵至于動者、加勢之儀少も不可油断候、麦秋之為行、三日之内出馬候者、程近可申届候、猶奥州可為演説候、恐々謹言、
(天正十五年カ)

卯月十一日 氏直在判

【史料7・8】は氏照の書状、【史料9】は北条氏五代当主氏直の書状写である。【史料7】には、具体的に「御加勢」として高城衆・豊島衆を派遣することが示されている。高城は下総小金城（千葉県松戸市・柏市）城主高城胤則、豊島は下総布川城（茨城県利根町）城主で貞継と推定されている。両者とも岡見氏の近隣に支配領域を有する国衆で、北条領国全体から見ると「境目」にある岡見氏のすぐ後方にある。火急の際に加勢の中心とされるには、まずもって妥当であったといえよう。それにしても、【史料6】から四日後の日付であり、迅速な対処であったといえよう。それだけ「境目」の加勢は、重大事であったことがうかがわれるのである。

この加勢が功を奏し、多賀谷勢を撃退したことが示されているのが、【史料8】である。これによれば、多賀谷勢は敗北し、数百人が討ちとられたという。ただし、「大慶此事候」と述べながらも、いよいよ堅固の備えが重要であるとして、高城衆を派遣することを伝えている。さらに、【史料9】では当主である氏直が直々に牛久岡見氏の治広に対して「加勢之儀」は少しも油断ないことを申し伝えている。それぞれ、情勢がなお緊迫していることを示してい

るといえよう。

行論の都合上、後者の点から言及しよう。再三述べているように、北条氏と岡見氏との間の取次は、氏照であった。しかし、【史料9】では氏直が直接岡見治広に連絡をしているのである。これは何を意味するか。ここで、【史料6】に「御大途」をもって押し払うとあった点を想起しよう。すなわち、危機の極限にあって岡見氏を救うべく立ち現れ、軍事指揮をする主体が北条氏当主と位置づけられているということである。つまり、【史料9】の段階は、いまだ岡見氏が危機的状况にあり、それゆえに当主自らがさらなる「加勢」を直接に約束して、岡見氏を安心させる必要があったことを示していると考えられるのである。⁽³³⁾

続いて前者である。【史料7】に見えるように、高城衆はこのたびの勝利に際しても豊島衆とともに派遣されたわけであるが、【史料8】で伝えられているのは、そうした岡見氏が攻撃されて要請する加勢とは異なり、備えのために、あらかじめ派遣しておくのであって少なからず意味が異なるといえる。

つまり「境目」の危機は、岡見氏の要請と北条氏の対応の段階から、北条氏の積極的・戦略的な防衛体制構築の段階への移行を必然とするのである。備えのためにあらかじめ派遣される加勢衆が恒常化したものが、在番衆となるわ

けである。ただ、北条氏が「境目」防衛体制の中核と位置づけたのは、このたび危機に陥った足高城ではなく、牛久城であった。同城は北条氏の指示のもと大修築が施された⁽³⁴⁾うえ、在番衆が常駐するようになるのである。牛久岡見氏はその本拠に、他家の軍隊を抱え込むという異常事態を招くことになった。いわば、牛久城は北条氏に接収されたのに近い状態となったわけである。⁽³⁵⁾岡見氏にとってそれが望ましい展開であったはずはないが、そうしなければ自領の維持が困難になっていたことが推定されるのであり、「境目」の直面する厳しい現実を物語るのである。

在番衆は高城氏のほか、豊島氏・井田氏が知られ、国分氏もその可能性がある。⁽³⁶⁾井田氏は上総坂田城（千葉県横芝光町）城主、国分氏は下総矢作城（千葉県香取市）城主である。井田氏はやや牛久城を中心とする「境目」地域から遠いが、全体として地域的な交流関係が想定される範囲の人びとで、在番衆の選定に当たってはこうした点が考慮されたものと思われる。

在番の負担は、軽いものではなかった。

【史料10】

今度 小田原御普請并牛久御番同時ニ被仰付候間、御普請之儀、様々御佗言申上候処ニ、仰出趣大切之儀ニ

候間、早雲寺様をはしめ古来不入之処迄、無残所あひやとひ候、其方事も可為如此由被 仰出候、然者当郷人足相憑候、中々痛間敷候へ共、当庄ニはいくわいの者ハ、無拠何をも頼候、遂分別無相違可走廻事簡要ニ候、尚口上ニ申付候、以上、

(天正十五年)
五月十五日 (胤吉黒印)

須和田
寺社中⁽³⁷⁾

【史料10】は高城氏の黒印状である。領内の寺社に対して人足の供出を命じたものであるが、これは「小田原御普請并牛久御番」を同時に北条氏から命じられ、前者の普請のために必要となった人足であった。つまり、高城氏は西の小田原城普請と東の「境目」在番を同時に果たさなければならなかったわけであり、普請については「様々御佗言」をして軽減ないし免除を願ったが、「早雲寺様をはしめ古来不入之処」まで例外なく賦課するのだ、との方針を示され、却下された。また、天正十五年と推定される十二月二十八日付井田因幡守充て北条氏政判物写によれば、井田氏が牛久城在番の期間を終えたのちに、軍勢を整えて小田原へ参陣するように命じられており、ここでは同氏が東西での奔走を余儀なくされている。⁽³⁸⁾

こうした負担に彼らが応ぜざるを得なかったのは、もちろん北条氏の圧力の大きさということもあるであろうが、在番については彼ら自身にとっての深刻な問題もあったといえるであろう。すなわち、「境目」である岡見領や土岐領が多賀谷氏等に攻略されてしまうと、「境目」がこれらの地域の後方にある彼ら、特に高城氏や豊島氏の支配領域に食い込んでしまうわけである。前章では、「境目」の重層性を述べたが、当然のこととはいえ、「境目」は可動性を有するものでもある。自身の領域の「境目」化を防ぐためには、彼らは現在の「境目」を死守する必要があったのである。

ところで、牛久在番の制度が整ってきたと思われる頃から、北条氏権力内における最高の実力者である前当主氏政が、この「境目」に姿を見せてくる。これは北条領国の北東域における領域支配の再編という重要問題と大きく関わっていたわけであるが、東の「境目」重視の表れであるともいえよう。

こうした梃子入れの成果であろうか、多賀谷氏の攻勢にもかかわらず、岡見領や土岐領は攻略されずに（反攻もできなかつたわけであるが）、「境目」として存続していったと見られる。天正十八年、北条領国が秀吉の攻撃によって滅亡すると、この地域にもようやく「平和」が訪れ、「境

目」状態は解消するが、北条氏による「境目」の加勢に期待・依存していた岡見氏や土岐氏は領主としての地位を失うことになったのである。

三 「境目」の領主

ここまで検討してきたところでは、「境目」の領主としての岡見氏は、北条氏に対して人質を進上し、加勢を頼みにしなければ存続ができないということで、従属度が強い印象を、あるいは受けたかもしれない。実際、【史料2・4】では「忠信」、【史料4】では「御下知」という文言が使われており、北条氏は岡見氏に対して、ほとんど主人として振る舞っている。

しかし、重要なのは、それほどの従属度の強さにもかかわらず、宗治の「難渋」する抵抗姿勢が頑強で、取次の氏照には焦燥の様子すら見えたこと、また人質進上はけっして一方的に強制されるのではなく、岡見治広の「自訴」実現、すなわち北条氏から岡見氏への加勢実現との取引材料、交換条件であったことである。これは、岡見氏が全体としては北条氏への従属度を強めていったものの、一定の自立性をなお保っていることを示しているといえよう。

そもそも岡見氏や土岐氏が北条氏に従属したのは、多賀

谷氏の圧力に抗するのが困難になったからではあるが、彼らとしては、自らの選択で、いわば主体的に依存したという意識が強かったのではないか。であるからこそ、人質進上には「難渋」したし、北条氏としては加勢との交換条件のようなかたちで提示せざるをえなかったわけである。また、【史料518】で見たように、岡見氏の加勢要請に当たっては、惣無事令で動揺している事情を隠蔽し、いわば余裕を見せ、しかも迅速に対応することによって安心させようとしているが、これも岡見氏が主体的な選択で北条氏から離反して多賀谷氏に従属してしまうことを防ぐためだったと考えられるのである。

この「境目」の領主の主体性は、彼らの自立的領主としての誇り・自尊心によってもたらされたわけではない（そういう側面があることをまったく否定し去ってしまうものではないが）。「はじめに」や第一章でも触れたように、戦国の「境目」地域では、しばしば「半納」「半手」といわれる両属ないし中立状況が現出し、岡見氏と多賀谷氏との間にもそれがあった。こうした「半手」の地域は政治・軍事状況の変化によっては、完全に敵方になってしまう可能性が常にあったであろう。また、現在味方である地域もいつ「半手」になり、さらに敵方になるかは予断を許さなかったであろう。「境目」の領主としては、厳しい戦争状況の

なか、自らの中立を保つことが難しければ、政治・軍事状況を正しく見きわめて従属する相手を決定しなければ、これらの地域の離反を招き、おのずから支配領域の瓦解を招くことになるのである。もちろん、判断の誤りからただちに攻め滅ぼされてしまうようなこともありえたであろう。⁽³⁹⁾

これは、岡見氏と地域との関係だけでは収まらない。岡見氏に所属する小規模な領主・給人等も加えて考えなければならぬ。すなわち、地域とのより直接的な関係ではこうした領主・給人がその離反を恐れる存在で、彼らもまたそうならないためには、政治・軍事状況を正しく見きわめて従属する相手を決定する必要があったと考えられるのである。これは、さらに細かく分かれる可能性もあろう。してみれば、「境目」の領主の主体性とは、厳しい戦争状況を前提として、常に下から規定されて重層的に成り立っているものであったわけである。この点、前稿では「境目」の領主の「期待」によって成立する「境目」の大名権力として宇喜多氏を考えたのだが、宇喜多氏権力の成立した備作地域こそ「半納」研究の「先進」地域であったことからすれば、「半納」の地域から規定され、重層的に成り立つ「境目」の構図をやはり想定することができよう。⁽⁴⁰⁾

もちろん、「半手」「半納」の地域・村が、究極的に規定を与える結構な存在であるというのではない。そもそも年

貢を賦課してくる敵対する両勢力は、半分の年貢で満足するはずもない。「半手」「半納」を成立するためには、さうとうの困難な交渉・駆け引きがあったことが想定されるし、戦場となることが多い「境目」での戦争被害やそれを防ぐための地域防衛に費やされる労力や財力は、はかりしれない。⁽⁴¹⁾まさに生き残りを賭して成立させている規定性であったのである。

こうした人びとの重層性を内実とする「境目」が、第一章で述べたように、戦争状況の拡大とともに、領域としても重層的になっていく。また、第二章で述べたように、政治・軍事状況の変化によって、「境目」自体が動いていく。前稿では、「境目」の領主を相対的な概念と捉えたが、以上の点からすれば、規模の大小ではなく「境目」地域に重層的に存在するものとして捉えておく方がよいと思われる。宇喜多氏のような二、三か国にわたる領主も、岡見氏のようなどちらかといえば脆弱に見える領主も、「境目」の領主たる点では同質で、また同じ「境目」地域で重層的に存在するのである。このような「境目」、また「境目」の領主であってみれば、それを傘下に入れた大名としても、離反の可能性を常に考慮しなければならないのは、むしろ当然であったことが頷けよう。

「境目」の領主は大名をも規定するわけであるが、一方、

第二章で見たように「境目」防衛体制の構築に当たって、領主の権力が大きく制限されるに至ったり、「境目」後方の領主たちが在番などで大きな負担をつとめることにもなった。これらは戦争を梃子にして大名が「国家」体制を強化する事例とも見えるかもしれないが、むしろ「境目」の構造が、さまざまな階層、人びとを巻き込んで深刻な影響を与えており、そのなかで大名に利するか否かありえたと見た方がよいと考える。別の局面では大名が規定され、深刻な影響を受けてもいたのである。⁽⁴³⁾

ところで「境目」の領主は、従来の地域権力論、特に国衆論との関わりではどのように捉えておくべきであろうか。先に触れたように、これについては黒田基樹氏の成果が多くあり、⁽⁴⁴⁾岡見氏の場合も人質を徴集されているなどの点から、氏のいうところの国衆の範疇に含まれるものといえる。ただし、国衆と「境目」の領主とはまったく重なってしまふものではない。こうした国衆のような存在を含みつつ、階層的にはさまざまなものが重層的に存在する（しうる）ところに、「境目」の領主の特質があるものと考えられる。してみれば、国衆と大名との関係等、国衆論で検討されているさまざまな事柄についても、「境目」の領主の視点から捉え返すことによって、新たな見方が可能になり、戦国時代の地域社会をさまざまな階層の動向のなかから、より

豊かに描くことにつながるのではないだろうか。

むすびにかえて

厳しい戦争状況を前提とする「境目」が解消するのは、戦争の終結Ⅱ「平和」の実現によるのはいうまでもない。ただ、それはさまざまな問題をはらむものであった。

山本浩樹氏は、西国の「境目」の人々が「大名間の「国分」によってもたらされた上からの「平和」と厳しく対立する様相を述べ、さらに「強大な物理的強制力をもたずて実行された豊臣政権主導下の「国分」は、「境目」の人々にとっては戦闘をとまなわぬ侵略にほかならなかった」としている。⁽⁴⁵⁾

大名間の領土協定である「国分」は、してみれば、「平和」を実現したとしても、その安定化を見るまでには、なお紆余曲折があるといえる。協定が破られれば「境目」がふたたび現出するのは当然であったが、「国分」下にあっても「境目」状況は容易に解消しないわけであり、それは「境目」の領主を含む「境目」の人びとの動向によるものであったのである。

前稿では大名権力形成の問題として「境目」の領主を見たが、以上の点からすれば、「境目」の領主は戦国時代を

通じて重要な役割を演じているわけである。本稿ではその一端について述べてきたのだが、「境目」論全体との関連でいかに展開していくか等、課題も山積すると考える。大方の批判をお願いしたい。

註

- (1) 近年の研究動向について、小林一岳・則竹雄一編『戦争 I 中世戦争論の現在』(青木書店、二〇〇四年)の小林・則竹「総論 日本中世戦争論の視座」において、簡にして要を得た整理がなされている。
- (2) 藤木『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)。
- (3) 山本①「戦国大名領国「境目」地域における合戦と民衆」『年報中世史研究』一九号、一九九四年)、②「戦国期戦争試論」『歴史評論』五七二号、一九九七年)、黒田「宣戦と和睦」(峰岸純夫編集責任『今日の古文書学』中世)、雄山閣出版、二〇〇〇年、所収)、のち黒田『中近世移行期の大名権力と村落』、校倉書房、二〇〇三年、所収)、則竹①「戦国期駿豆境界地域における大名権力と民衆―天正年間を中心に―」(『沼津市史研究』八号、一九九九年)、②「戦国期「国郡境目相論」について」(『歴史学研究』七三〇号、一九九九年、のち①②ともに則竹『戦国大名領国の権力構造』、吉川弘文館、二〇〇五年、所収)、稲葉「境目の歴史的品格と大名権力」(藤木久志・黒田基樹編『定本・

北条氏康』、高志書院、二〇〇四年、所収)。

- (4) 秋山「戦国期における半納について」(『芸備地方史研究』一二五・一二六号、一九八〇年)、藤木『雑兵たちの戦場』(朝日新聞社、一九九五年)、峰岸「東国戦国期の軍事的境界領域における「半手」について」(『中央史学』一八号、一九九五年、のち「軍事的境界領域の村―「半手」を中心に―」と改題して、峰岸『中世 災害・戦乱の社会史』、吉川弘文館、二〇〇一年、所収)、則竹「戦国期江戸湾における海賊と半手」(悪党研究会編『悪党の中世』、岩田書院、一九九九年、所収、のち則竹前注書、所収)、稲葉「中世後期における平和の負担」(『歴史学研究』七四二号、二〇〇〇年)。

- (5) 久保「「境目」の領主と「公儀」」(岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』、岩田書院、二〇〇〇年、所収)。以下、前稿とする。

- (6) この点、前稿では公儀論の視点からの追究であったが、「境目」の領主自体に即した特質に注意していききたい。ただし、公儀論においても「境目」の領主を含む地域権力の問題は重要であり、これについては別稿を予定している。

- (7) なお、以下述べる岡見氏に関わる事実関係・経緯等は、かつて筆者が『牛久市史 原始古代中世』(牛久市、二〇〇四年)の第八章第四・五節で述べた点と重複するところもあることをお断りしておく。また、それに先立つ『龍ヶ崎市史中世編』第五章第五節(市村高男氏執筆分)でも詳細な言及があり、市村「戦国期常陸南部における地域権力

と北条氏―土岐・岡見・菅谷氏の消長―」(『地方史研究』二三一号、一九九一年、のち市村『戦国期東国の都市と権力』、思文閣出版、一九九四年、所収)でも触れられている。本稿では、より「境目」の領主の視点から立論を試みるものである。

- (8) このあたりの状況は、市村前注論文に詳しい。

- (9) 『龍ヶ崎市史中世史料編』三二六頁。ただし、市村高男「常陸南部における中近世の支配関係と牛久地域―牛久市域形成の前提を考えるために―」(『牛久市史研究』創刊号、一九九一年)では、もう少し早い成立を推定している。

- (10) 「古文書二」(『牛久市史料 中世I―古文書編―』第四章一九五号文書、以下『牛古』一九五のように略す)。

- (11) この史料についての詳しい考察は、市村注(9)論文や、同論文を受けた峰岸注(4)論文等によって行われている。

- (12) (天正十四年)九月四日付北条家朱印状(館山市立博物館所蔵鳥海文書)、『戦国遺文 後北条氏編』二九九二号文書)、等。

- (13) 黒田①『戦国大名と外様国衆』(文献出版、一九九七年)、②『戦国期東国の大名と国衆』(岩田書院、二〇〇一年)等。

- (14) 黒田「戦国期外様国衆論」(黒田前注①著書、所収)。なお、黒田氏は「他国衆」のこととして説明しているが、ここでは国衆に適用してもよいと判断した。

- (15) 市村注(7)論文ではこの問題を天正十五年頃のこととする。多く比定される天正十四年といずれがただしいか論

じる用意はないが、いずれにしても秀吉の脅威との関連は動かないであろうから、本稿の主旨とは当面かわらないと判断し、年代比定の是非は措く。

- (16) 「岡見文書」〔『牛古』一九一〕。
- (17) 「岡見文書」〔『牛古』一九二〕。
- (18) 「旧記集覧」〔『牛古』一九三〕。
- (19) 「岡見文書」〔『牛古』一九四〕。
- (20) この点、久保「北条氏照と常陸・下総・下野―氏照と牛久との関わりの検討のために―」〔『牛久市史研究』四号、一九九四年〕で言及した。
- (21) 以下、適宜治広の側を牛久岡見氏、宗治の側を足高岡見氏、双方については岡見氏と呼ぶ。
- (22) これは、土岐・菅谷氏等でも同様であったであろう。市村注(7)論文参照。
- (23) この点、注(7)所引の『牛久市史 原始古代中世』における筆者執筆分での評価にはやや難があった。本稿のよりに訂正する。
- (24) なお、注(7)所引の『龍ヶ崎市史中世編』第五章第5節(市村高男氏執筆分)では、「岡見氏の領地や居城に関わる重大な問題であった可能性が高そうである」としている。
- (25) 注(7)所引の『龍ヶ崎市史中世編』第五章第5節(市村高男氏執筆分)では、【史料3】から、牛久岡見氏の難澁も想定するが、治広の実子進上を伝える【史料4】と日付が一日違いであることからいっても、本文で述べたよう

に【史料3】の段階では、牛久岡見氏からの人質進上は順調に進んでいたと解釈しておく。

- (26) 「岡見文書」〔『牛古』一九八〕。
- (27) 「岡見文書」〔『牛古』一九九、一部校訂〕。
- (28) 注(7)所引の『牛久市史 原始古代中世』第八章第5節(筆者執筆分)、参照。
- (29) 「大途」については、久保『戦国大名と公儀』(校倉書房、二〇〇一年)を参照。
- (30) 「岡見文書」〔『牛古』二〇〇〕。
- (31) 「岡見文書」〔『牛古』二〇五〕。
- (32) 「旧記集覧」〔『牛古』二〇六〕。
- (33) この点、【史料9】が天正十五年に比定できなければ成り立たないのではないか、という疑問もあるかもしれないが、岡見氏の危機的状況において当主自らが加勢を約束する、との構図には違いがないと考える。
- (34) 『牛久市史 原始古代中世』第八章第六節(松岡進・八巻孝夫・三島正之氏執筆分)、参照。
- (35) この点、すでに久保注(20)論文でも推定していたが、前注所引の『牛久市史 原始古代中世』第八章第六節(松岡進・八巻孝夫・三島正之氏執筆分)でも、どちらが本丸かわかりにくい二つの曲輪の存在が指摘され、在番諸将と岡見氏やその家臣団との矛盾・相克が推定されている。遺構からも裏づけられる問題であるといえよう。
- (36) 注(7)所引の『牛久市史 原始古代中世』第八章第五節(筆者執筆分)、参照。

- (37) 「六所神社文書」〔『牛古』二〇七〕。
- (38) 「古文書」〔『牛古』二二七〕。
- (39) 山本注(3) ②論文で言及されている備中三村氏は、こ
うした事例といえよう。
- (40) 山本注(3) ②論文では、毛利領国の東の「境目」にお
ける大小数多存在する諸勢力の合従連衡、勢力関係の変動
が当該地域内での合戦の最大の原因ともなっているという
指摘がある。この指摘自体も重要であり、また大小数多存
在する諸勢力は、「境目」において、それらが重層的に存
在することを想起させてくれることでもある。
- (41) 「はじめに」所引の各論考、参照。
- (42) 戦国大名とその「国家」については、勝俣鎮夫「戦国法」
〔岩波講座『日本歴史』8中世4、岩波書店、一九七六年、
所収、のち勝俣『戦国法成立史論』、東京大学出版会、一
九七九年、所収〕、同「一五―一六世紀の日本」〔岩波講座
『日本通史』10中世4、岩波書店、一九九四年、所収、の
ち「戦国大名『国家』の成立」と改題して勝俣『戦国時代
論』、岩波書店、一九九六年、所収〕、北条氏と「国家」に
ついては、久保注(29)著書、参照。
- (43) 「境目」と大名権力との関わりや矛盾の具体像について
は、稲葉注(3)論文、参照。
- (44) 黒田注(13) ①②著書、等。
- (45) 山本注(3) ②論文。